

## 町合併記念 自治功労表彰

御代田町は、昭和31年の「昭和の大合併」で、御代田村・小沼村・伍賀村の三村の合併により誕生してから51年目を迎えました。

9月28日には、多年にわたる町制にご尽力いただいた功績を称え、町表彰条例に基づく表彰式が行われ2名の方が受賞されました。

### 受賞者紹介

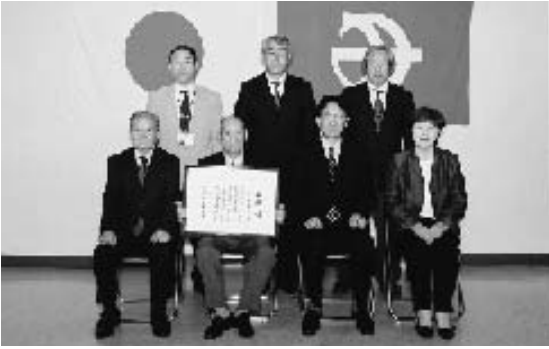
土屋 清様

町長 2期8年

竹内重治様

佐久交通安全協会

御代田支部長 11年3ヶ月



## 人権擁護委員法務大臣表彰 市村 節雄氏

市村節雄氏(豊昇区)は、平成5年8月15日から人権擁護委員として14有余にも及ぶ長きにわたり人権擁護活動にご尽力いただいております。その業績をたたえ10月5日法務大臣表彰を受賞されました。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のために速やかに適切な措置を採るとともに、常に人権尊重思想の普及高揚に努めることを使命として、地域に密着した活動を行っております。人権に関わる相談などは、次のとおり開催しています。相談は無料で秘密は厳守いたします。ご利用ください。

### 相談所開催日(毎月)

5日 人権相談・心配ごと相談

15日 行政相談・心配ごと相談

25日 心配ごと相談

### 会場

ハートピアみよた相談室

時間 午前9時～正午

### 問い合わせ先

町民課福祉係(内線44)

## 70歳まだまだ現役

馬瀬口にお住まいの古賀弘さんは、ウエイトリフティング(重量挙げ)でご活躍されています。今年も世界大会(35歳以上)へ出場を決め、国内選手として初めて20年連続出場を達成しました。結果は69kg級に出場し2位でした。

古賀さんは、「世界大会出場には、予選会において標準記録のクリアーなど熾烈な競争がある。それに勝ち抜いた選手のみに出場が許される権威ある大会に出場することは大変な挑戦だが、これからも現役として続けたい」と話していました。



## 御代田町敬老祝賀事業

八十八歳は米寿、九十九歳は白寿：日本語の面白さを感じると同時に、その人が過してきた長い時間や歴史なども感じます。

町では、9月3日と4日の2日間、町内在住で特別養護老人ホームなどに入所していない88歳と99歳以上の皆さんへ、長寿のお祝いを込めて茂木町長が訪問して、敬老年金を支給しました。

祝 88歳 45名

祝 99歳以上 10名

### 毎年

9月15日から21日は老人週間

この7日間は「みんなで築こう、活力ある長寿社会」を標語に家庭、地域社会、職場、学校などで高齢者との関わりや関心、理解を深めることを目標に、様々な機関が主唱となってキャンペーン運動などを盛上げました。

皆さん、いつまでもお元気でいてください。

百年を歩み続ける人たち

9月の敬老の日に合わせて、国と県より19年度に百歳を迎えられる方へ記念品と祝状が贈呈されました。

御代田町にお住まいの祝百歳高齢者は3名です。

祝百歳 佐藤賢藏様(栄町)

嶋崎延恵様(兎玉)



嶋崎 延恵 様

※名前と写真については、本人またはご家族の了承を得られたかたのみ掲載いたします

百歳を迎えられる3名の皆さま、御長寿おめでとうございます。

### 問い合わせ先

町民課介護高齢係

(31) 2512

きこえるよ

耳をすませば

心のさけび

地域住民のみなさんへ児童委員(民生委員)からお願いします。

子どもたちを児童虐待から守りましょう。多くの子どもたちが児童虐待によって傷つき、成長・発達が妨げられ、著しい場合は尊い命さえ奪われています。

虐待はきわめて重大な人権侵害です。あなたの近くに虐待を受けていると思われる子どもはいませんか。

「おかしい」「何か変だ」と気づかれたら、どんなささいなことでも私たちにお知らせください。プライバシーは必ず守ります。私たち児童委員は町、児童相談所などと協力して、児童虐待の予防や対応を行っています。子どもたちのSOS(状況や様子の变化)に気づいてください。

児童虐待とは…

○殴る、蹴るなどキズを負わせるばかりでなく、赤ちゃんを激しく揺さぶるなどの身体的虐待

○家に閉じ込める、食事を与えない、自動車内に放置する、ひどく不潔にするなどの「ネグレクト」と言われる虐待

○言葉による脅し、きょうだい間での差別的扱い、無視などの心理的虐待、性的虐待

児童虐待をなくすために、地域の方々のご協力をお願いします。

タイトルの標語は、全国から応募のあった中の最優秀作品で、作者は、萩原理沙さん 熊本県小学6年生です。

児童虐待と思われることがあります 役場町民課福祉係 (32)3111(内線44・45)  
たら、地域の児童委員または、次の 佐久児童相談所 0267(67)3437  
行政機関等にご連絡をお願いします。 佐久警察署 0267(68)0110

ごんごんちは農業委員会です

■御代田町農業委員会事務局32-3111 内線26・27番

農地法転用許可後は  
地目変更登記を忘れず！

このコーナーで何回かお知らせをしています。農業委員会に提出される『許可後の計画変更申請』を見ていると、随分前に住宅敷地や資材置場などとして許可を受けて、登記簿がそのまま農地になっていることがあります。

農地法第5条の許可が出て契約、金銭のやり取りが終了又は、目的の事業が完了した後は、必ず所有権移転(名義変更)登記と地目変更登記を行なってください。農地法第4条は、自己所有農地の転用許可です。地目変更登記をしなくても、生活に影響はないと考えている人が多くいるようです。登記に関しては、不動産業者が仲介している場合、所有権移転登記だけを行い、地目変更登記をしないケースが目立ちます。これがトラブルの原因となります。

最近あった例を紹介します。

Aさんは所有する農地を、自動販売機置場と駐車場にするため、平成6年に農地法第4条許可申請をし、許可を得ました。この土地は、課税地目が『雑種地』になりましたが、地目変更登記はしませんでした。何年か販売を続けましたが、販売不振だったことから、自動販売機を撤去し、更地の状態にしました。その後、この土地を他の用途で使用したいと相談がありました。しかし、農地法で転用を許可した目的が違うために地目変更登記ができません。

この場合は、『許可後の計画変更申請』をし、新たに農地法の許可を受ける必要があります。この例のように地目変更登記をしないと、登記簿上は農地のまま将来にわたって変わられません。転用後は、速やかに地目変更登記の手続きを法務局で行ってください。